

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	① 新型コロナウイルス感染症にかかる自宅療養者への食料品等提供業務A ② 新型コロナウイルス感染症にかかる自宅療養者への食料品等提供業務B
発注課	保) 業務調整課（宿泊・自宅療養担当）
選定事業者	① 株式会社セイコーマート ② 株式会社ラルズ
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>■ 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号 □ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第（ ）号</p> <p>【具体的事由】</p> <p>本業務は、外出制限のある新型コロナウイルス感染症に罹患し自宅療養を行っている者が療養に専念するために必要な食料品及び日用品を、提供する業務である。実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて自宅療養セットを確保するとともに、市内全域への配送ルートの確保が求められる。</p> <p>国のマニュアルである「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る自宅療養の実施に関する留意事項（第5版）」（以下、「留意事項」という。）においては、生活支援として配送による食事の提供等を行う配食事業者等との契約に関しては、随意契約を締結することとして差し支えないことが示されている。また、具体の選定方法の例として、都道府県等との委託契約等に基づき何らかの配食事業を実施している既存事業者と本件配食サービスについても実施を契約する方式が挙げられている。株式会社セイコーマートについては令和2年度から、株式会社ラルズについては令和4年度から本市と契約しており、履行実績を有する登録業者である。</p> <p>本業務の主目的は安定した提供体制の確保にあり、1月当たりの提供数が最小68件から最大62,425件（令和2年11月から令和5年2月までの実績による）まで変動することから、急激な件数の増減に対応できる提供能力が必須となる。また、自宅療養者数が大幅に変動する時期においては、提供件数の目安を本市から事前に示すことが非常に困難であることから、受託者は遅滞が生じないように自らの判断において、感染者数の増加時には人員拡充及び大量の物資の手配を行い、感染者数の減少時には人員削減及び食料品の廃棄を削減するための物資手配の調整を行う必要がある、ノウハウが必要な業務である。提供数の変動にノウハウがない事業者が競争入札により落札した場合、これに対応するのは極めて困難であり、安定した提供体制を構築することができない。本事業者は、実際に最大の提供件数となった時期を2者体制により乗り切っており、これまでの変動の範囲内であれば提供体制を維持することができる。</p> <p>次に、本事業者との契約単価は、留意事項における事業の上限額である配送費及び飲料費を除いた1日3食あたり4,500円の範囲内であり、配送費等を含む総額で考えてもこの上限額を下回っていることから、妥当な単価と判断することができる。</p> <p>さらに、新たな事業者と契約した場合、既存事業者及び新規事業者の業務終了時に二重で抱えた在庫の処分が必要となり、在庫量によっては本市にも責任が生じる恐れがあるが、同一の事業者と契約することにより在庫リスクの軽減を図ることができる。</p> <p>以上のことから、本事業者は、本業務に必要な条件を満たしており、履行品質の確保や経費の削減の観点より競争入札に付することが不利と認められることから、本事業者と特定随意契約を行う。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号（予定価格100万円超の場合に記入）